

令和8年度 事業計画

第1 教習の充実と法定講習等各種講習の適正かつ効果的な推進

1 教習水準の一層の向上

学科教習及び技能教習が、ともに、より安全意識の高い交通社会人の育成や道路交通の安全に寄与するよう、初心運転者の事故率等を指標として常に見直しを行い、教習水準の一層の向上が図られるよう促す。

特に、学科教習については、令和6年7月に警察庁運転免許課長通達が発出されたことを受けて、引き続き、オンライン学科教習の適正かつより効果的な実施と対面教習の積極的な推進を促す。

2 運転経歴証明書の利用によるSDカード取得の推奨及び推進

(1) 自動車安全運転センターに対する要望と連携した取組

運転経歴証明書の利用によるSDカード取得（以下「SDカード取得」）により卒業生の安全運転を促すとともに、教習所が卒業生の運転行動に係るデータを把握し、これを教習水準の維持向上のための指標として活用することができるよう、引き続き同センターとの緊密な連携に努める。

(2) 初心運転者事故防止対策推進奨励金制度の活用

教習生のSDカード取得のための方策の強化等により初心運転者の事故防止対策を総合的に進めている都道府県協会の取組を支援するため、初心運転者事故防止対策推進奨励金制度を引き続き効果的に活用する。

3 各種競技大会の開催等

(1) 全国指定自動車教習所教習指導員技能研修大会の開催

第1回技能研修大会の実施結果を踏まえ、所要の見直しを行った上で、令和8年度においても開催する。

(2) 全国指定自動車教習所学科教習競技大会の開催

実施方法等の見直しについて検討した上で、第17回全国指定自動車教習所学科教習競技大会を開催する。

4 各種資格取得等教習指導員のリスクリングを促すための対策等の推進

(1) 新任運転適性指導員課程入所者等に対する助成の実施

法定講習、ブラッシュアップ講習等の運転免許取得者に対する再教育の充実を図るため、安全運転中央研修所の新任運転適性指導員課程、現任運転適性指導員課程及び現任運転習熟指導員課程の入所者に対する助成制

度を継続して実施する。

(2) 交通心理士の資格取得の推奨

日本交通心理学会の交通心理士等の資格取得に人材開発支援助成金が活用できることの周知を図るとともに、交通心理士の資格取得を進める教習所の賞揚や試験合格者を機関誌「自動車学校」に掲載するなど、交通心理士資格取得を推奨するための施策を推進する。

(3) その他

人材開発支援助成金は、新任検定員指導課程等各種資格取得のための訓練に活用できることから、その更なる周知を図る等、教習指導員の資格取得と能力向上を促すとともに、教習指導員が各種団体の行う研究会、講演会等へ参加することを促し、修得した技能・知見等を教習の充実に反映させるよう努める。

5 高齢運転者等に関する取組

(1) 高齢者講習における運転技能診断システムの普及・活用についての調査研究

高齢運転者の安全運転意識の醸成及び運転寿命の延伸を目的に開発に取り組んだ「運転技能診断システム (Satry)」(トヨタ自動車及び新明工業が共同開発)の更なる普及と活用に努めるとともに、取得したデータに基づき高齢者の運転寿命の延伸に向けた同システムの更なる活用方策等について、引き続き調査研究を行う。

(2) 高齢運転者支援指導員研修

高齢者講習に従事する高齢者講習指導員を対象に実施する。研修と併せて、研修の受講者を対象に、高齢運転者支援士補の第14回認定試験を実施する。また、高齢運転者支援士の認定試験を実施する。

6 障害者の運転支援に向けた取組

(1) 障害者教習指導員研修

障害者に対する教習に従事する教習指導員を対象に実施する。

(2) 発達障害者教習支援指導担当者研修

教習指導員等発達障害者の教習を支援する実務担当者を対象に、発達障害者教習支援指導担当者研修を実施する。

(3) 高次脳機能障害者の運転再開支援に関する取組

『高次脳機能障害を有する運転免許保有者の運転再開に関する調査研究委員会報告書』及び『教習所職員のための高次脳機能障害者支援マニュアル』を活用し、会員教習所における高次脳機能障害者の運転再開支援の

取組を進める。

また、日本安全運転医療学会において、学会認定士制度が発足したことに伴い、同会と連携しつつ制度の周知及び学会への参加促進に努めるとともに、資格取得のための支援制度についても周知する。

(4) 運転補助装置の配備による障害者等の運転再開等に向けた支援

昨年度から継続し、四肢及び体幹機能障害や高次脳機能障害等を持つ方々の運転再開及び運転免許取得に向けた支援事業として、障害者の教習に必要な運転補助装置の配備を、(一社)日本損害保険協会が実施する「自賠責運用益拋出事業」の補助を受けて推進する。

7 外国人に関する取組(新規)

いわゆる「外免切替」や外国人教習生への指導の在り方、外国籍教習指導員の活用等の国際化の進展に係る諸課題について調査検討するため、教習教育委員会の下に「外国人運転者に対する教習の在り方等に関する調査研究小委員会」を設置し、警察庁及び関係団体等と連携した取組を推進する。

8 その他指導員講習の推進

(1) ブラッシュアップ講習指導員講習

「免許取得後の交通安全教育」(生涯学習)の一環として創設したブラッシュアップ講習制度について、その充実を図るべく、実務担当者研修会を開催して指導者の育成を図るほか、実施教習所数の拡大、社会的な認知度の向上及び講習制度の定着化に向けた取組を推進する。

(2) 高速教習指導員研修

自動車安全運転センター安全運転中央研修所に委託して、高速教習に従事する教習指導員を対象に実施する。

9 出版事業の充実による教習水準の向上等の支援

全指連が発行する次の教本について、所要の見直し、改訂等を行う。その際、教本の利用者からの幅広い意見、要望等を踏まえ、視覚に訴える方法を採り入れるなど、分かりやすさの向上や使いやすさの向上に努める。

また、④については、競合他社との競争に耐え得るよう、内容の充実を図り質の高い教本とすべく不断の見直しを行い、会員各校に更なる活用を促す。

なお、印刷・製本・発送に係るコストが上昇しているが、価格の見直しについては最小限のものとなるよう努める。

① 『指定自動車教習所の教習の標準』

② 『指定自動車教習所業務指導の標準』

- ③ 『みんなを守る安全運転』（運転免許保有者講習用）
- ④ 『いつまでも安全運転を続けるために』（高齢運転者講習用）
- ⑤ 『応急救護処置（第一種・第二種）』

第2 教習所の適切な運営管理

1 情報セキュリティ対策の推進

教習所業務のデジタル化を進めるに当たり、都道府県協会及び会員教習所において一定の情報セキュリティの水準の確保が必須であることから、引き続き、サイバーリスク保険（後掲6）への加入を促すほか、情報セキュリティに係る各種情報の発信に努めるなど、情報セキュリティ対策の取組を推進する。

2 新任管理者等研修会の実施

新任管理者及び都道府県協会の新任専務理事等約 200 人を対象に実施する。

3 女性設置者・管理者等研修(セミナー)の実施

女性経営者の要望を踏まえ、今年度後半における研修(セミナー)の実施について検討する。

4 指定自動車教習所公正取引協議会(指公協)との連携

都道府県協会専務理事会議と指定自動車教習所公正取引協議会(指公協)支部事務局長会議との併催を行うなどにより、指公協との連携を推進し、公正競争規約の遵守に努める。

5 適正な個人情報保護の推進

(1) 指定自動車教習所業における個人情報保護指針の適正な運用

各会員教習所において、指定自動車教習所業における個人情報保護指針をもとに、教習所事業者個人情報保護規程を策定することを促してきたところ、引き続き、指針の適正な運用を図る。

(2) 認定個人情報保護団体としての適正な業務の推進

全指連は、国家公安委員会から認定個人情報保護団体としての認定を受けているところ、引き続き、個人情報保護委員会と緊密に連携し、適正な認定業務を推進する。

6 教習所対象各種保険事業等の推進

教習所の管理下で発生する事故に係る賠償リスクに対応するための各種保険、教習所職員の福利厚生対策としての共済保険及びサイバーリスク保険について、全国中小企業共済財団（全共済）と連携し、その活用促進に努めるほか、会員教習所及びその役職員等向けの自動車保険を中心とした損害保険団体割引制度について、引き続き、活用の促進に努める。

また、会員各校の業務推進に資する物資等の紹介・斡旋に努める。

第3 教習所の事業発展のための施策の推進

1 指定自動車教習所業務のデジタル化の推進

(1) 教習及び業務のデジタル化の推進に係る調査研究

教習及び業務デジタル化調査研究小委員会において、必要に応じ、教習や業務のデジタル化の適切な推進について調査研究を行う。

(2) 「遠隔技能教習」の在り方に係る検討委員会の設置（新規）

技能教習の一部について、デジタル技術を利用したシステムの活用により、遠隔技能教習（指導員が教習車両に同乗することなく遠隔で複数の教習生を指導する技能教習をいう。）を行うことができるか否かなどについて、警察庁、学識経験者及び関係事業者等と連携して、検討を行う。

2 指定自動車教習所における人材確保・活用のための取組の推進

(1) ガイドラインの普及等

ア 人材活用

昨年9月に冊子として発行した『指定自動車教習所における人材活用ガイドライン～人材活用のあり方に関する調査・研究報告書～』の周知・普及を図る。また、教習指導員の各種資格取得を推奨する（第1-4参照）。

イ ダイバーシティ経営の促進

(ア) 高齢者

昨年9月に冊子として発行した『指定自動車教習所業における高齢者雇用推進に向けたガイドライン～高齢教習指導員のさらなる活躍のために～』の周知・普及を図る。

(イ) 女性

昨年9月に冊子として発行した『2025年3月 女性活躍推進調査研究小委員会報告書 女性教習指導員・検定員のさらなる活躍にむけて』の周知・普及を図る。

(ウ) 外国人

「特定活動（告示第46号）」の在留資格を取得した者は、教習指導員等の資格審査に合格すれば、教習指導員等として制約なく活動する

ことが可能であることから、当該在留資格について更なる周知を図る。

(2) 指定自動車教習所の広報の一層の推進

指定自動車教習所が果たしている社会的役割や指定自動車教習所の仕事への理解の促進を図るため、指定自動車教習所の広報の一層の推進を図る（第4-2、第5-2、第5-4参照）。

(3) 都道府県協会における人材確保に向けた取組

「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」について都道府県協会に対して必要な情報提供を行い、当該助成金の活用等により、人材確保に向けた取組を推進するよう推奨する。

3 教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究への的確な対応

警察庁と合同で実施している「教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究」については、検討項目の見直しを行いつつ、警察庁と継続して取り組み、必要な制度改正等の実現を目指す。

4 税制・助成金等の活用の促進

(1) 中小企業経営強化税制の活用の促進

中小企業経営強化税制の適用により、生産性向上の要件を満たす対象設備を取得した場合には、初年度における即時償却又は税額控除を受けることができることから、引き続き、当該税制の活用の促進を図る。

(2) 経営支援施策に関する情報発信

税制対策・経営支援調査研究小委員会において、経営支援施策について調査研究を行い、『自動車学校のための助成・優遇制度活用ハンドブック』（令和8年度版）を発行する。

(3) 大型AT免許等に係る教習車両導入に関する負担軽減措置の検討

大型AT免許等制度の施行に係る教習車両の円滑な導入を促進すべく、令和8年度以降に指定自動車教習所が大型AT教習車両を整備する場合における初期設備投資に係る負担の軽減方策について、関係省庁等と連携して引き続き検討する。

5 入所者数の平準化に向けた取組の推進

全指連、都道府県協会及び会員教習所が一体となって、入所者数の平準化に向けて、①広報活動の推進、②要望活動の推進及び③近隣の高校との協力関係の醸成に取り組む。また、平成30年9月、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛てに発出された文書「高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について」を活用した取組を引き続き推進するとともに

に、取組の検証・改善を図ることにより、更なる成果につなげる。また、令和6年の改正道路交通法により仮運転免許取得年齢が17歳6月に引き下げられ本年4月から施行されること、その積極的活用を促す。

6 手数料と委託料の乖離是正に関する取組の推進

引き続き、高齢者講習等の講習及び仮免許事務の委託契約に関する実態調査を行い、調査結果を都道府県協会及び警察庁に情報提供するなど、手数料と委託料との乖離是正に向けた取組を積極的に推進する。

7 長期ビジョン研究会による調査研究

令和6年度に発足した第16次長期ビジョン研究会については、2年間の任期の終期に当たるので、調査研究発表会を行う。

また、今年度発足する第17次長期ビジョン研究会について、研究員を確定し、研究テーマについて協議検討する。

8 「指定自動車教習所を応援する議員連盟」との連携

自由民主党の「指定自動車教習所を応援する議員連盟」（会長：平沢勝栄衆議院議員）に対しては、これまでも指定自動車教習所が抱える課題についての情報発信や要望を行ってきたところ、引き続き、緊密な連携を図る。

第4 交通安全教育その他公益活動の推進

1 交通安全関係機関・団体との連携による活動

(1) 交通安全活動の推進

第12次交通安全基本計画の周知を図るとともに、全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンに参加するなど、交通安全関係機関・団体との連携による活動等を推進する。

(2) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所との緊密な連携

以下の①から⑤につき、必要な協力を行う。

- ① 高速教習指導員研修の実施の委託（第1-8（2）参照）
- ② 安全運転中央研修所実技教官候補者の推薦
- ③ 入所者募集に係る協力
- ④ 教習指導員（普通）課程の効果的な運用
- ⑤ 運転技能検査員・高齢者講習指導員課程の九州での試行実施

(3) 自動車関係諸団体との連携強化

全指連が新規免許取得者への運転者教育を通じてドライバーの育成を担う団体であることを踏まえ、日本自動車工業会、日本自動車会議所等の

自動車関連団体と連携を強化する。

2 地域における交通安全教育センターとしての活動

「指定自動車教習所広報月間」、「指定自動車教習所の日」（6月25日）や「教習所の日開放」と連動した幼児、高齢者等に対する交通安全講習会の開催等地域における交通安全教育センターとしての活動を促進し、交通安全思想の普及を図るとともに、この場を活用して指定自動車教習所の使命、業務等への地域の理解が深まるよう努める（第3-2(2)、第5-2、第5-4参照）。

第5 全指連としての適切な業務運営

1 不適正事案等への的確な対応

教習・講習における交通事故や各種不適正事案の防止のため、関連情報の収集分析を行い、その結果を都道府県協会及び会員教習所に提供（注意喚起）するほか、各種法令の遵守等、コンプライアンスの徹底を図る。また、交通事故や不適正事案発生時には各県協会とともに対応に当たる。

2 広報活動の強化刷新

各種広報媒体等について見直しを行い、指定自動車教習所が果たしている社会的意義や指定自動車教習所の業務の重要性についての理解を促進すべく、広報活動の強化刷新を図る。

(1) 推進体制の構築

全指連事務局にあつては、的確な実施体制を構築する。

また、ギア・チェンジ編集委員会を再構成し、広報戦略の立案・推進を担う組織を構築する。

(2) 広報媒体の再構築

全指連の広報媒体である「自動車学校」、「全指連ホームページ」、「指定自動車教習所検索ポータルサイト」の機能を見直し、それぞれの媒体の目的が十分に達成されるよう再構築する。このほか、動画サイトの新設や既刊の漫画作品を活用した広報手法についても検討を進める。

3 各種情報の収集・伝達

(1) 実態調査自動集計システムの活用

実態調査自動集計システムを有効に活用して、教習所関係統計を作成・提供する。

(2) 全指連ホームページの会員向け情報のページ等の活用

全指連と都道府県協会との間のグループウェアや全指連ホームページ

の会員向け情報のページについて、必要な見直しを行い、全指連の各種活動や発出通知等、新サービス・商品の紹介等の各種情報を都道府県協会及び会員教習所に対し迅速に伝達する。

また、教習指導員等に直接情報が伝わる仕組みについて検討する。

4 その他の広報活動

(1) 「指定自動車教習所広報月間」の実施

令和8年6月1日から6月30日まで、「指定自動車教習所広報月間」を実施して、「指定自動車教習所の日」（6月25日）の広報を図る。

(2) 指定自動車教習所シンボルマークの普及

指定自動車教習所シンボルマークのバッジ等の斡旋や事務用品、名刺等への掲載などにより、指定自動車教習所シンボルマークの普及を図る。

(3) 特別会員制度の推進

令和8年1月1日より発足した特別会員制度（賛助会員）の適切な運用に努める。

(4) 広報パンフレット「指定自動車教習所」の活用

「指定自動車教習所」（令和5年11月改訂）を、各種行事や部外関係者に対する説明の機会等に活用し、指定自動車教習所への理解促進に努める。

5 災害被害を受けた教習所に対する見舞金の贈呈

災害による被害を受けた教習所に対して、「台風・地震等災害見舞金基準」に基づき見舞金を贈呈する。

6 安定した運営基盤の確立に向けた取組

(1) 運営基盤の確立に向けた取組の継続的推進

業務全般について一層の合理化・効率化を図り、人的・物的コストの削減を行うとともに、新たな収入源の確保に努めるなどの取組を推進する。

(2) 全指連の法人税課税の見直し（普通法人化）への対応

本年度より法人税法における法人区分を「非営利性が徹底された法人」から「普通法人」に変更したことを踏まえ、出版事業をはじめ各種事業の充実を図り、収益の向上に努める。

なお、この見直しは、全指連が一般社団・財団法人法上の「一般社団法人」であることに何ら変更がないことについて、引き続き周知を図る。

(3) 資産の有効活用

令和7年度から、全指連の流動資産のうち現金預金の一部を活用し、日本国債による資産運用を開始したところであり、引き続き適切な資産運用

を行うことにより、安定した財政基盤の確立に努める。

7 全国大会の開催

令和8年11月17日（火）、第59回指定自動車教習所全国大会を開催する。

8 各種会議の開催

次のとおり各種会議を開催する。

- (1) 総会 令和8年6月8日（月）
- (2) 理事会 令和8年5月22日（金）及び令和9年3月
- (3) 監事会 令和8年5月14日（木）
- (4) 会長副会長会 令和8年度内に4～5回程度
- (5) 専門委員会等
 - ① 総務委員会、経営委員会及び教習教育委員会の専門委員会 1～2回程度
 - ② 専門委員会の下に置かれた各種小委員会 必要に応じ適宜
- (6) 都道府県協会専務理事会議 令和8年10月26日（月）